

はじめに

本県は、阿武隈川、阿賀野川、久慈川など多くの河川の源流県であり、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群など豊かな水環境に恵まれています。これらのおかげがえのない大切な宝を損なうことなく、将来に引き継いでいくことは、未来世代への私たちに託された責務です。

このように恵まれた水環境を昔のきれいで豊かな状況に戻し、水と人との良好な関係を築き、健全な水循環の承継に取り組むため、本県では平成18年に「うつくしま「水との共生」プラン」を策定しました。そして先人が守り育ててきたすばらしい水環境が未来の世代へ引き継がれていく姿を、21世紀半ばの本県の将来像とし、健全な水循環の確保に向けた様々な取組を行ってまいりました。

しかし、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所事故の影響により、河川などの環境美化活動や植林などの水源保全活動、水辺の生き物の観察や水に親しむ活動など、豊かな水環境や健全な水循環に向けた取組の縮小を余儀なくされました。

また、地球温暖化に伴う気候変動や洪水・渇水の増加、化学物質による生態系への影響、林業や農業従事者の高齢化や担い手不足による森林・農地等水源かん養機能の低下のおそれなど、水循環を取り巻く環境や課題は複雑・多様化しております。

このため、国では水循環に関する施策を総合的に推進するため、平成26年7月に水循環基本法を施行、平成27年7月には水循環基本計画を策定しました。

水循環基本計画において、健全な水循環を維持又は回復するためには、それぞれの管理者が管理するのではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、関係する団体、事業者、行政などの公的機関等が連携して、流域の適切な保全や管理、活動等を行うことが必要であるとしています。

これを踏まえて、本県では水環境団体などの活動再開を支援するとともに、関係者が各地方における流域の課題を共有し、協力しあって課題を解決していくため、中通り・会津・浜通り各地方流域水循環協議会を設置しました。そして、各地方流域水循環協議会における活動の基本方針となる各地方流域水循環計画を策定することといたしました。

本県の豊かな水環境が県民の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を、すべての県民が、将来にわたって享受できるよう、健全な水循環を回復し、維持するための施策について、多くの関係者が参画して推進していくことが大切です。

水環境保全の取組は、効果が現れるまで時間がかかりますが、この計画の実践により、NPOや住民など様々な主体が知恵を出し合い、連携して地域の実情に応じた取組を継続し、人々が集い憩うことのできる水辺の環境を取り戻し、「健全な水循環」が継承されるよう、各地方流域水循環協議会では取組を進めてまいります。